

長野保健医療大学

令和2年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和3年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

長野保健医療大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的及び学部、学科、専攻区分ごとの教育研究上の目的について明確に定めるとともに、簡潔に文章化を行い、ホームページや印刷物により、広く社会に公表している。「仁心を涵養する教養教育」「高度な専門知識・技能を習得する専門教育」「地域貢献を目指す教育」を大学の個性、特色とし、社会の情勢、時代の変化に対応して必要な学部・学科等の教育研究組織を整備し、それぞれの整合を図ることに努めている。

使命・目的及び教育目的を三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映させ、教職員の共通理解と支持のもとで「中期計画 2020（令和2）年度～2024（令和6）年度5ヵ年計画」を作成している。

「基準2. 学生」について

教育目的を踏まえ、アドミッション・ポリシーが明確に策定され、周知されている。アドミッション・ポリシーに基づいた入試が多様な区分で行われ、入学定員に沿った適切な学生受入れ数を確保している。

独自の「クラス担任制度」「アドバイザー制度」を核として、教員と職員が学生に係る情報を共有し協働する学修支援体制を整備している。キャリア支援のための体制が整備され、教職員が連携し、学年進行に応じ計画的に行われ、卒業後も同窓会と連携した支援が行われている。学生生活を支援するための組織を設置し、奨学金制度などの経済支援、課外活動支援、心身に関わる支援を保護者とも連携しながら適切に行っている。

校地、校舎等は、設置基準と教育目的に沿って整備され、全ての建物が耐震基準を満たしバリアフリーにも配慮している。また、学生の意見・要望は、常設の意見箱、無記名アンケートなどによって把握し、学生との意見交換の機会を設け、施設・設備の改善に反映している。

「基準3. 教育課程」について

学則第1条に定める教育理念と目的に沿ってディプロマ・ポリシーを定め、周知している。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等も学則に規定され適切に実施している。

ディプロマ・ポリシーと一貫性のあるカリキュラム・ポリシーを各学部で策定し、カリキュラム・ツリーを作成して体系的な教育課程を編成している。教養教育では、独自の「多職種連携教育」を推進するため共通科目を設け実施している。また、教員の資質・能力の

向上に資するFD(Faculty Development)活動は、授業アンケートの活用やカリキュラムの見直しを通して個々の授業の改善につなげる取組みを組織的に実施している。

三つのポリシーを踏まえた学修成果の検証については、学生の学修状況、カリキュラムの見直し、国家試験の合格率、就職率などを通して実施している。今後の更なる検証のための各種情報収集・分析に向けた取組みに努めている。

「基準4. 教員・職員」について

学長のもとに学部長兼務の副学長を置き、学長が意思決定及び教学マネジメントでリーダーシップを発揮できるよう補佐体制を整えている。また、重要事項は運営会議で協議し、教学マネジメントを円滑に進めていくため教授会、部門長会議、学科会議等を設置するなど、権限の適切な分散と責任の明確化を行っている。事務組織も役割に応じて適切に配置されている。

設置基準、その他の法令・規則に基づき必要な専任教員数を確保し適切に配置している。教員の採用・昇任は、関連委員会の規則を定め、適切に運用している。FD・SD(Staff Development)活動は、日常的なOJT以外に、新任教職員研修、業績報告会等が組織的に行われ、教職員の能力開発につなげ、更なる充実に向けた見直しに努めている。

研究活動の拠点となる「地域保健医療研究センター」を設置し、学外での研究活動、社会貢献活動を行う研究日を設定するなど、快適な研究環境の整備に努めている。研究倫理については、関連諸規則に沿って厳格に運用し、研究活動への資源配分は関連諸規則に沿って各種研究費を適切に交付している。

〈優れた点〉

○個人の研究状況を他の教職員に開示する機会として「抄読会」を実施し、分野の異なる研究者間の情報共有、意見交換のみならず、共同研究へと発展する機会を提供していることは評価できる。

「基準5. 経営・管理と財務」について

大学の教育理念及び目的を実現するため、それぞれの組織の役割を組織規程に定め、一貫した大学の運営に努めている。人権保護等に関する事項は、ハラスメントの防止、個人情報保護等について関連諸規則を定め適切な運営に努め、危機管理については全学的方針を定め、防災マニュアルを配付して周知するなど適切に運営されている。

私立学校法に基づき、理事会を最高意思決定機関、評議員会を諮問機関と位置付け、理事・評議員を適切に選任し、法人及び大学の各管理運営機関が意思疎通し、相互チェックの体制が整備され有効に機能している。監事は適切に選任され、詳細な監査報告書を提出している。

財務運営は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度の中期計画を策定し、中長期的な展望に基づく健全な財務の運営に努め、安定した財務基盤を確立している。会計処理は学校法人会計基準に基づき適正に処理され、税理士法人が月次でエビデンスをチェックし、決算時には監事により会計監査報告が行われるなど会計監査を厳正に実施している。

「基準 6. 内部質保証」について

内部質保証のための自己点検・評価について、「自己点検・評価委員会規程」に基づき同委員会と作業部会を設置し、内部質保証に取り組む責任体制を整えている。エビデンスに基づいた自主的、自律的な自己点検・評価を毎年度実施し、報告書を公表している。また、各部門が当該年度の活動目標を定め、達成状況の報告と検証が行われている。

現状把握のための調査・データの収集と分析について、IR(Institutional Research)を所掌する部署等は設置していないが、学務部と企画部が中心となって教学関連のデータの収集及び分析を行い、それらの分析結果を教学の内部質保証につなげるよう努めている。

三つのポリシーを起点とした内部質保証は、令和元(2019)年度からは学長が示す年度目標に基づき年間活動目標を策定し、年度末に目標に対する結果報告会を実施するなど、内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みをつくっている。令和 2(2020)年度からはこれまでの取組みを踏まえ、5 か年の中期計画を策定し、内部質保証の取組みの更なる充実を図っている。

総じて、「徳風四海に洽(あまねく)」という大学の教育理念に基づき、「有為な医療人としての知識技能、健康な心身と豊かな人間性を併せ持つ人材教育を目指し、我が国の社会福祉の充実発展に寄与する」という目的を果たすため、三つのポリシーを定め、学部・学科・専攻の教学体制を整備しつつ、大学の特色づくりと内部質保証に努めている。中期計画の年次計画へのブレイクダウンや内部質保証のための十分なデータの収集・分析には若干の課題を残すものの、教職員が一体となって大学運営に取り組む姿勢と体制が確立されている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域・社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 大学院設置構想
2. 他大学との連携
3. 新型コロナウイルス感染症対策

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の目的を学則第 1 条に、学部、学科、専攻区分ごとの教育研究上の目的を学則第 5 条に具体的かつ明確に定め、ホームページ、学生生活の手引き、履修の手引き、入学案内などに明記している。

大学の目的、教育研究上の目的は、いずれも簡潔に文章化されている。「仁心を涵養する教養教育」「高度な専門知識・技能を習得する専門教育」「地域貢献を目指す教育」を大学の個性、特色とし、大学の目的、教育研究上の目的に反映するとともに教育内容に反映するよう努めている。社会情勢の変化や法令等の改正に対しては、月例の運営会議などを通して迅速に対応できる体制を整えている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の目的、教育目的の策定に当たっては、設置準備室等で十分な審議、検討を行い、策定した内容について教職員の理解と支持を得ている。大学の目的、教育目的については、ホームページ、学生生活の手引き、履修の手引き、大学案内などを通して学内外に周知している。大学の目的及び教育目的は、「中期計画 2020（令和 2）年度～2024（令和 6）年度 5 ヶ年計画」に反映させている。保健科学部及び看護学部のいずれの学部においても教育目的に基づき三つのポリシーが策定されている。大学の目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織が適切に整備されている。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

学部・学科ごとに教育目的を反映したアドミッション・ポリシーが定められ、ホームページ、大学案内、学生募集要項等で周知されている。また、アドミッション・ポリシーに基づいた多様な入試区分を設けるとともに、地域のニーズを踏まえた取組みなどによって入学定員及び収容定員に沿った学生数を適切に確保している。

一方、アドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れができていないかどうかについて、現在は学務部による学生募集活動と入試応募状況の総括にとどまっているが、今後は検証の実施が計画されている。

2-2. 学修支援

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援の体制は、教員と職員が学生に係る情報を共有し協働する体制として整備されている。

障がいのある学生への配慮については、受入れを想定した補助器具の導入検討や受入れ時に障がいの状況把握のため面談を実施することになっている。オフィスアワー制度は全学的に実施されており、学生に周知されている。また、教員の教育活動を支援するために、科目や演習を補助する科目担当外の教員の配置や、学生同士が教え合う雰囲気醸成などの工夫がなされている。加えて、退学、休学及び留年等への対応並びに入学前教育及び学外実習に対する支援は、クラス担任制度あるいはアドバイザー制度を中心に、実態に合った対策が講じられている。

2-3. キャリア支援

- 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

就職相談室を設置し、就職や進学に対する相談・助言を教職員が連携して行うなどキャリア支援体制が整えられている。

また、進路ガイダンスや小論文・面接対策など各種対策講座を実施し、計画的で手厚いキャリア教育の取組みが行われている。完成年度前の看護学部は、キャリアポートフォリオを作成し、学年進行に応じたキャリア支援を適切に行っている。

この他、卒業後のキャリア支援として、研修委員会が同窓会と連携してリカレント教育に取組み、研修会を年に複数回実施するなどの支援を行っている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

厚生補導のための組織は、学生委員会及び学務課との協力体制で適切に機能している。また、大学独自の特別奨学制度、学生生活支援奨学制度が設けられるなど、学生に対する経済的支援が適切に行われている。加えて、学生の課外活動については、学生自治を尊重しつつ学生委員会による支援・助言や、保護者の後援会による経済的支援などが行われている。

学生の心身に関する健康相談、心的支援、学生相談に対応するために、保健室、学生相談窓口及び学生相談室が設置されている。

〈参考意見〉

○学生の相談体制について、組織の設置を規則上明確にしておらず、学生への周知も不十分であるため、規則の整備とともに相談体制の周知・充実が望まれる。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的達成のための校地、校舎、自習室などが整備されており、図書館や学部別に配置された実習施設が活用されている。また、平成 30(2018)年度入学生から学生全員にタブ

レット型パソコンが配付され、無線 LAN 環境が拡充されるなど、IT に関する整備も順次進められている。

施設・設備は、各校舎の全ての入り口及び学内のトイレの一部を車椅子対応にするなどバリアフリーに配慮されている。授業を行う学生数は教育効果を踏まえて適切に管理されており、施設・設備の耐震などの安全性は、メンテナンスによって確保されている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援・学修環境に対する意見・要望は、オフィスアワー制度、クラス担任制度・アドバイザー制度、常設の意見箱などによって把握されている。また、無記名アンケートが看護学部で行われており、学修支援の改善に活用されている。この無記名アンケートは今後、全学的な実施が計画されている。

加えて、学生委員会を中心とした教職員と、学生会の役員を担う学生との意見交換の機会が設けられ、くみ上げられた意見は学生生活の改善に反映されている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的を反映した三つの方針を策定し、これらをホームページや履修の手引きで周知している。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒

業認定基準、修了認定基準は、大学の学則に規定され厳正に適用されている。成績評価基準も履修の手引きのシラバスで学生に周知し、厳正に適用されている。進級、卒業の判定は、学部ごとに判定会議で審議し、教授会の議を経て、学長が確認、決定する体制が整えられている。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の教育目的を踏まえカリキュラム・ポリシーが定められ、両学部とも、ディプロマ・ポリシーの達成に向けて、カリキュラム・ポリシーとの関係を明確にするために、カリキュラム・ツリーを作成し両ポリシーの一貫性のある「教育目標（体系図）」を分かりやすく明示している。これらはホームページや履修の手引きで周知されている。教養教育の実施では、両学部とも多職種連携教育の強化を図るため、共通科目を設けて、早い段階から多職種連携のあり方やコミュニケーション能力の向上に向けた教育を実施している。また、看護学部では、令和 4(2022)年度に向けた第 5 次カリキュラム改正の活動計画や、異なる専門職教員による授業の展開を行い、カリキュラム・ポリシーに沿った科目づくりを実施している。両学部の教育方法の工夫等においては教員の資質・能力の向上に資するため、更なる FD 活動の充実に努めている。

〈参考意見〉

○学則上にキャップ制が定められているが、保健科学部ではキャップ制が遵守されていないため今後の計画や見直し等が望まれる。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学修成果の点検・評価として、両学部とも単位修得率は高く、退学率・留年率とも低く抑えている。保健科学部では国家試験の合格率は全国平均を上回っており、就職状況も良好である。教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けての学修成果の点検・評価結果では、令和元(2019)年度後期から全学部の専任教員が担当する全科目を対象とした授業評価アンケートを学生に実施し、アンケート結果に教員のコメントを求め、教員の授業改善にフィードバックしている。また、今後はカリキュラム編成に関する学生からの意見をくみ上げる方法を検討している。学修成果の点検・評価として現時点では、国家試験合格率や就職状況によるものにとどまっているが、今後はしかるべき情報収集を行い検証の実施を検討している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の教育研究に関する事項は、「教授会規程」にのっとり准教授以上で構成される教授会で審議され、教授会は学長に意見を述べている。特に重要な事項は、学長以下大学執行部に理事長、常務理事を加えた運営会議においても協議している。また、学長のもとに 2 人の学部長兼務の副学長を置き学長を補佐する体制をとっている。大学内の運営、活動に関する情報交換及び協議を行うために部門長会議、学部内教授会、学科会議等を設置し、組織内の情報や諸課題の共有がなされている。事務組織も組織規程によって適切に配置され、その役割は明確である。

各部門は、学長から提示された大学全体の行動目標及び取り組むべき課題をもとに、活動目標を策定し、活動目標は事業計画の一部として理事会で承認されており、その内容は、年度当初に全教職員を対象に学長から説明している。

〈改善を要する点〉

- 学校教育法第 93 条第 2 項第 1 号及び第 2 号で定める事項のうち「学生の入学」「学位の授与」について、「教授会規程」では教授会が学長に意見を述べることとされていないため、改善が必要である。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学に必要な専任教員数は設置基準、その他の法令・規則等を満たしており、また、必要な有資格者等を適切に配置している。

教員の採用は、教員任用規程を定め、運営会議の議を経て理事長が行っている。昇任については、教授は教授候補者選考委員会細則にのっとり、また、准教授以下の教員は教員選考調整会議細則にのっとり選考され適切に運用している。

FD・SD 活動については、新任教職員研修、ケースカンファレンス、業績報告会等が組織的に行われ、教職員の能力開発につなげている。

4-3. 職員の研修

- 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

新任教職員のための研修、ハラスメント研修会、業績報告会を中心に SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組みを組織的に実施しており、その見直しを行っている。

今後は、業績報告会を充実させていくとともに、他大学との SD に関わる交流、授業評価アンケートに関するワークショップ、研究に関する研修会などが企画され、職員の資質・能力の向上を図る取り組みを計画している。

〈参考意見〉

○職員の資質・能力向上のため、学外研修など各種研修を充実させることが望まれる。

4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

教員には研究室が与えられ、全学部において週 1 日は研究日として学外での研究活動、社会貢献活動を行う時間を確保するなど、快適な研究環境を整備している。また、令和元(2019)年度より「地域保健医療研究センター」が発足し、研究活動の拠点となっている。

研究倫理に関する諸規則を整備し、研究倫理審査委員会や利益相反管理委員会を設けて実施される研究に対して審査を実施している。

研究活動への資金配分に関する規則を整備し、個人研究費、学内公募研究費を交付している。また、将来、大学院設置に伴い RA(Research Assistant)を採用することを検討している。

外部資金の獲得を推進し、研究活動を活性化するために、教員に対して外部研究費に関する情報を随時提供している。

〈優れた点〉

○個人の研究状況を他の教職員に開示する機会として「抄読会」を実施し、分野の異なる研究者間の情報共有、意見交換のみならず、共同研究へと発展する機会を提供していることは評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は「四徳」の精神を基本とした建学の精神にのっとり、地域に貢献できる有為な人材を育成するために必要な組織を配置しており、それぞれの組織の目的・役割は組織規程で定められ適切な運営を行っている

法人及び大学の諸課題・諸問題等については、毎月行われる運営会議、教授会等で継続的に議論され着実に改善に結び付けている。

必要な情報はホームページで適切に公表されている。人権保護等に関する事項については「個人情報の保護に関する規程」「公益通報に関する規程」「大学におけるハラスメント防止等規程」を定め、適切に運営されている。

大学としての危機管理方針を定め、学生には学生生活の手引きを通じて、教職員には防災マニュアルを配付して周知するなど危機管理体制を整備するとともに、全学一斉の避難訓練を年1回実施している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為において、理事会は最高意思決定機関と定められ、評議員会は諮問機関として位置付けられ、諮問事項も明記されており、理事会、評議員会は適切に運営されている。学長及び事務局長は理事及び評議員に、副学長及び学務部長は評議員に選任されており、大学からの意見が理事会及び評議員会へ反映された上で審議される体制となっている。また、理事会への理事、監事の出席状況は概ね良好である。

理事長を補佐することを目的に、副理事長及び常務理事が選任され、迅速な意思決定による適切な業務執行ができる体制が整備されている。

理事会の他に、運営会議を毎月開催することで迅速な意思決定を行っており、有効に機能している。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長、副理事長及び大学の学長、学部長、学科長、事務局長等が出席する運営会議を毎月開催することで、法人と大学の意思疎通を図っている。学部長等は、毎月実施される部門長会議、学部内教授会、学科会議等を通じて部門内の提案などをくみ上げ適宜運営会議に諮ることで教職員の意見を大学及び法人の運営に反映させる体制を整備している。また、ほぼ全ての教職員がいずれかの会議・委員会の構成員となっており、各会議において提案することも可能となっている。

評議員及び監事は寄附行為に基づき適切に選任されており、監事の理事会・評議員会への出席状況も適切である。また、評議員会でも活発な議論が行われ運営は適切である。監

事は年1回法人に赴き事務局が作成した監査資料に基づき監査を実施し、監査報告書により結果が報告されている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

令和2(2020)年度から令和6(2024)年度の中期計画を策定し、年度ごとの予算は理事会及び評議員会において承認され、財務運営は適切に行われている。

平成30(2018)年度及び令和元(2019)年度の過去2か年において、法人全体及び大学単独ともに経常収支差額比率がマイナスで推移したが、入学定員充足率は安定し、看護学部が現在学年進行中であること、令和元(2019)年度から私立大学等経常費補助金の対象年度となったことを考慮すれば、収入と支出のバランスが保たれている。また、借入金があるが、法人にとって大きな負担となっておらず、計画的に返済されており、安定した財務基盤を確立している。

長野県飯山市及び川中島町との連携事業を通して若手教員の研究を促進して学内の研究体制を強化することにより、外部研究費への応募及び獲得を目指している。また、寄附金については、担当者を設けて募集方法を検討している。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は学校法人会計基準及び「経理規程」に基づき、適正に実施されている。また、税理士法人が月次でエビデンスをチェックし、会計処理上の指導を受けている。

会計監査は監査法人により行われ、決算及び来年度以降の改善点について指導を受けている。決算時には監事により監査報告書が作成され、決算案が付議される理事会及び評議員会にて監査報告が行われており、会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針は、各年度で実施している自己点検・評価及び各部門の活動目標という形で明示されている。内部質保証のための専門の組織体制は整備されていないが、実質的に各部門、各種委員会、部門長会議、必要に応じて編制される特別組織、及び専攻会議が内部質保証の役割を担っており、各部門の活動目標達成状況については各年度で報告と検証が行われている。内部質保証の責任体制については、学長のリーダーシップのもとで各部門長が責任を担う体制が構築されている。

〈参考意見〉

○内部質保証に関わる組織体制、責任体制は、組織図を作成するなど学内外に分かりやすく提示することが望まれる。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自己点検・評価について、大学開学時の平成 27(2015)年度から自己点検・評価委員会規程に基づき同委員会と作業部会を設置し、毎年度、全学体制でエビデンスに基づいた自主的、自律的な自己点検・評価を実施している。また、各年度の自己点検・評価は報告書としてまとめられ、学内で共有するとともにホームページを通して学内外に公表している。現状把握のための調査・データの収集と分析については、IR を所掌する部署等は設置していないが、学務部と企画部が中心となって教学関連のデータの収集及び分析を行っており、それらの分析結果を教学の内部質保証につなげるよう努めている。

〈参考意見〉

○自主的、自律的な自己点検・評価のための十分なデータの収集及び分析を行うため、人員の整備等を含む体制づくりが望まれる。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした内部質保証については、全学的視点から検討し、その結果と課題について運営会議、教授会又は部門長会議において共有されるなど一体的な点検が行われている。特に、令和元(2019)年度からは学長が示す年度目標に基づき年間活動目標を策定し、年度末に目標に対する結果報告会を実施するなど、内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みをつくっている。これらの活動目標と報告を電子化することで全教職員が共有する体制を構築している。また、毎年度、設置計画履行状況等調査報告書を提出し、付された意見に対して具体的な改善策を提出している。令和 2(2020)年度からはこれまでの取組みを踏まえ、5 か年の中期計画を策定することで、内部質保証の取組みの更なる充実を図っている。

〈参考意見〉

○内部質保証の充実という観点から、5 か年の中期計画を更に具体的な年次計画に落とし込み PDCA サイクルを確立していくことが望まれる。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域・社会貢献

A-1. 地域・社会貢献

A-1-① 大学の人的資源の提供

A-1-② 地域と連携した事業の展開

【概評】

「地域で学び、地域を学び、地域で育ち、地域が育つ」を大学の個性・特色に掲げていて、地域との連携活動を積極的に推進している。飯山市地域包括支援センターと連携して高齢者支援を行い、地域住民が安心して住み慣れた地域で生活できるように取組んでいる。また、飯山市・長野保健医療大学連携記念講演会に教員が講師として参加するなど住民への健康に対する知識の普及に努めている。

川中島町地区住民自治協議会での行事に教員・学生が共に参加し、地域住民の健康を推進している。また、看護学部の学生は1年次の実習から地域の人々とふれあい、地域住民の多様な生き方や健康に対する多様性に触れる機会を持ち、地域住民と相互に健康に対す

長野保健医療大学

る知識を学んでいる。

大学は高等教育コンソーシアム信州に加盟しており、リレー・フォー・ライフ活動といった、がん患者の社会参加支援に学生・職員が参加している。また、長野市が開催している地域まるごとキャンパスというボランティア活動にも参加している。これらは大学からの人的資源の提供でもあり、教員・学生にとっても良い学びになっている。

行政や保健医療福祉施設等にフィールドを持つことにより、大学教育全体が活性化し、地域との連携も深まり、今後更に教育や研究に発展していくことが期待できる。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1 大学院設置構想

国連サミットにおいて採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030 アジェンダ」では、誰一人として取り残さないための、質の高い保健医療へのアクセスを達成することが求められている。一方、人口減少・超高齢社会を迎えた我が国においては、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築が重要とされている。地域の関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築する取り組みを推進するために、Inter Professional Work (IPW: 多専門職間連携協働) に取り組める医療専門職の能力開発と卒後の継続的教育がその重要性を増している。

このような中で、本学では保健科学部と看護学部により多職種連携教育に取り組んでおり、構想している大学院においては、地域の健康に関する課題を的確にとらえ、科学的かつ包括的に分析し対応できる高度な専門職医療人及び専門職教育者を養成するとともに、保健医療福祉システムを学際的な視点から地域に貢献できる人材を育成することを目指している。

2 他大学との連携

平成 28 (2016) 年度より長野県内大学単位互換に関する協定に基づき、単位互換履修生の募集を開始している。しかし、本学の開設科目を互換する基準が明確になっているとは言い難い。新入学生に対しては大学、高等専門学校などで習得した単位を本学の開設科目に認定する制度を実施している。

今後は信州コンソーシアムで取得した単位に加えて、放送大学で取得した単位も卒業認定に必要な単位として認めるように、規則の整備を進めていく。

3 新型コロナウイルス感染症対策

本学では、新型コロナウイルス感染症対策にあたり、授業体制や学生、教職員、施設内の消毒など、対応を決定し実施してきた。先が見えない中、遠隔授業の実施を作業チームが検討、実施してきた。2018 年入学生から学生全員にタブレット PC を配布しているため、遠隔授業導入により更に動画受信に活用されている。

今は新しい生活様式の定着が言われ、本学も新しい授業の在り方を検討していくことになる。医療系職種は、様々な感染リスクの中で業務を遂行する。本学は卒後就職した時に即戦力となれる人材の育成にも力を注いでおり、就職先から評価をいただいている。今回のコロナ禍を勉学のチャンスととらえ、日々人材育成に取り組んでいるところである。

